

公立大学法人宮城大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する 教職員対応要領

平成28年3月23日

第107回理事会

(目的)

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、公立大学法人宮城大学（以下「本学」という。）の教職員（非常勤教職員を含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 対応要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 障害 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）をいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究その他本学が行う活動全般において、そこに参加するすべての者をいう。
- 四 不当な差別的取扱い 障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究その他本学が行う活動全般について、機会の提供を拒否し、又は提供に当たって、場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。
- 五 合理的配慮 障害者が他の者との平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した負担又は過重な負担を課さないものをいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

第3条 不当な差別的取扱いにおける正当な理由に相当するか否かの判断については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて行うのではなく、個別の事案ごとに、障害者及び第三者の権利利益並びに本学の教育及び研究その他本学が行う活動の目的、内容及び機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的かつ客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正

当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得よう努めなければならない。

- 2 合理的配慮における過重な負担の判断については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて行うのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的かつ客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得よう努めなければならない。

- 一 教育及び研究その他本学が行う活動への影響の程度 その目的、内容及び機能を損なうか否か
- 二 実現可能性の程度 物理的若しくは技術的な制約又は人的若しくは体制上の制約
- 三 費用及び負担の程度
- 四 本学の規模又は財政若しくは財務の状況

（不当な差別的取扱いの禁止）

第4条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 教職員は、前項の事務又は事業を行うに当たり、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

（合理的配慮の提供）

第5条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。

- 2 前項の意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること、及び本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明を含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。
- 3 教職員は、前2項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

（相談体制の整備及び相談の窓口）

第6条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、次のとおりとする。

- 一 入学を希望する者 アドミッションセンター
- 二 学生（在籍者） スチューデントサービスセンター
- 三 前2号に掲げる者以外のもの 事務局総務課及び太白事務室

- 2 前項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(教職員への研修及び啓発)

第7条 本学は、障害を理由とする差別の解消の推進（以下「障害者差別解消の推進」という。）を図るため、教職員に対し、次の各号に定める研修及び啓発を行うものとする。

- 一 新たに教職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるための研修
- 二 新たに監督者となった教職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務及び役割について理解させるための研修
- 三 その他教職員に対しては、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による意識の啓発

(障害を理由とする差別の解消に関する推進体制)

第8条 本学における障害者差別解消の推進を図るため、最高管理責任者、監督責任者及び監督者を置く。

- 2 最高管理責任者は、理事長の職にある者をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障害のある入学希望者や学内の障害のある学生等に対する受入態勢及びその方針の明示、情報アクセシビリティの向上等）に関し、本学全体を統括し、監督責任者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする。
- 4 監督責任者は、総務企画を担当する理事をもって充てる。
- 5 監督責任者は、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修及び啓発の実施等本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。
- 6 監督者は、学群、研究科、センター及び事務局（以下「部局等」という。）の長をもって充てる。
- 7 監督者は、監督責任者を補佐するとともに、当該部局等における障害者差別解消の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(監督者の責務)

第9条 監督者は、障害者差別解消の推進のため、次の各号に掲げる事項に留意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意するとともに、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- 一 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- 二 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合には、迅速に状況を確認すること。
- 三 合理的配慮の必要性が確認された場合には、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（紛争の防止等のための体制の整備）

第10条 障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、次の各号のとおりである。

- 一 人権侵害防止及び対策本部
- 二 理事長が別に設置する第三者委員会

（委任）

第11条 対応要領に定めるもののほか、障害者差別解消の推進に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別紙（第4条・第5条関係）

障害者差別解消の推進に関する留意事項

対応要領第4条及第2項及び第5条第3項に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第4条関係）

不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

（具体例）

- 1 障害があることを理由に、次に掲げる行為を行うこと。
 - 一 受験を拒否すること。
 - 二 入学を拒否すること。
 - 三 授業受講を拒否すること。
 - 四 研究指導を拒否すること。
 - 五 実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること。
 - 六 事務窓口等での対応順序を劣後させること。
 - 七 式典、行事、説明会、シンポジウム等への出席を拒否すること。
 - 八 施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- 2 ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること。
- 3 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること。

第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第5条関係）

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応

する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

(物理的環境への配慮の具体例)

- 1 車椅子利用者のために構内のバリアフリー化を推進すること。
- 2 図書館やコンピュータラボ、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること。
- 3 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること。
- 4 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 5 障害の特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入り口の付近に確保すること。
- 6 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- 7 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室又は休憩スペースの確保に努めること。

(意思疎通の配慮の具体例)

- 1 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障を行うこと。
- 2 言葉の聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- 3 シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや拡大資料等を提供すること。
- 4 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いたり、補足説明を加えること。
- 5 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- 6 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと。
- 7 障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等で分かりやすく伝えること。
- 8 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること。
- 9 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。
- 10 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- 11 入学試験や定期試験又は授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書い

て伝達すること。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 1 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、拡大文字の使用を認めたりすること。
- 2 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- 3 外部の人々の立入りを禁止している施設等において、介助者等の立入りを認めること。
- 4 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- 5 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること。
- 6 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
- 7 障害のある学生等が参加している実験、実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること。
- 8 ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- 9 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること。
- 10 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
- 11 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認めること。
- 12 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること。
- 13 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
- 14 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること。
- 15 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと。
- 16 治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること。
- 17 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。
- 18 障害のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること。